

第3章 計画の将来像と基本的方向

第1節 基本理念

超高齢社会となっても高齢者人口の増加が進んでいます。高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加していくことが予想されています。平成37年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上になることから、介護保険サービス等の需要はさらなる増大が予想されます。

本計画では、中長期的な視点の下、各種サービスをどのような方向性で充実させていくのか、地域の特性を踏まえて示していくことが求められています。

「高齢者＝支えられる側」という画一的な考え方だけではなく、高齢者の社会参加等を更に推進し、一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて、生きがいや役割を持って自立した生活を送っていただけるように、ともに支え合うことができる地域づくりを進めていくことも必要です。また、介護が必要になっても、引き続き地域の一員としての関わりを持ち続けていけるような取り組みも必要とされています。

こうした課題や本市の特徴を踏まえ、高齢者が持つ知識と経験を活かし、社会参加を通じて、生きる喜びや豊かさを実感できるまち、そして、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを実現することが、この計画の目指すところであります。

「みんながふれあい ささえあい とともに健康で笑顔あふれるまち みさと」を基本理念とし、高齢者が安心して地域で暮らせる体制の基盤を強化するとともに、介護保険制度が長期的に安定して継続・存続できるための必要な取り組みを推進していきます。

基本理念

<目指すべき将来像>

みんながふれあい

ささえあい

ともに健康で笑顔あふれるまち みさと

第2節 重点目標

本計画の基本理念を実現するために、3つの重点目標を掲げます。

重点目標1 自立した生活の推進

生きがいを持ち、健やかに暮らすことは全ての人の願いです。高齢者が積極的に社会参加し、自分自身にあった生きがいやふれあいを見つけることができるよう、生きがいづくり活動への支援を行うとともに、健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、健康づくりを推進します。

また、高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。さらに、地域で自立した生活を送るためにも、在宅福祉サービスや住まい等の身近な生活環境の充実を進めます。

重点目標2 ささえあう地域づくりの推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅でその人らしい生活を送ることができるよう、地域における様々な社会資源の活用・連携により、介護保険サービスや福祉サービス、生活支援サービス等を適正且つ効果的に提供するための包括的な支援を図ります。

また、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう、在宅での医療と介護の連携を強化していくとともに、認知症に対する取り組みの強化や権利擁護の充実を図り、高齢者が安心して暮らすことのできる支えあう地域づくりを進めます。

重点目標3 安心して生活できる地域づくりの推進

今後急増する事が予測されている一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症を抱えるかたなど、高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、安心して生活できる地域づくりや交通施策の充実を目指します。

第3節 第7期計画における基本的な取り組み

本計画の重点目標を達成するために、8つの基本的な取り組みを実施します。

重点目標1 自立した生活の推進

達成するための取り組み

基本的な取り組み

1. 健康づくり、介護予防・重度化防止の推進
2. 日常生活支援の充実
3. 生きがいつくりや主体的な活動の支援

高齢者が積極的に社会参加することで、自分自身にあった生きがいやふれあいを見つけることができるように、

- 生きがいつくり活動への支援を行います。

いつまでも、健康でいきいきとした暮らしを送ることができるように、

- 健康づくりを推進します。

高齢者が介護を必要とする状態にならないように、

- 介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

地域で自立した生活を送るために、

- 在宅福祉サービスや住まい等の身近な生活環境の充実を進めます。

【基本的な取り組みの掲載ページ】

基本的な取り組み事項	施策・事業一覧 (掲載ページ)	高齢者施策の取り組み (掲載ページ)
1. 健康づくり、介護予防・重度化防止の推進	P 5 6	P 6 1～6 3
2. 日常生活支援の充実	P 5 6	P 6 4～6 5
3. 生きがいつくりや主体的な活動の支援	P 5 7	P 6 6～6 7

重点目標2 ささえあう地域づくりの推進

達成するための取り組み

基本的な取り組み

4. 在宅医療と介護の連携の推進
5. 認知症施策の推進
6. 介護者支援の強化
7. 高齢者虐待の防止

高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅でその人らしい生活を送ることができるように、

- 地域における様々な社会資源の活用・連携を推進します。

介護保険サービスや福祉サービス、生活支援サービス等を適正且つ効果的に提供するために、

- 包括的な支援の充実を図ります。

医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう、

- 在宅での医療と介護の連携を強化します。
- 認知症に対する取り組みの強化や権利擁護の充実を図ります。

【基本的な取り組みの掲載ページ】

基本的な取り組み事項	施策・事業一覧 (掲載ページ)	高齢者施策の取り組み (掲載ページ)
4. 在宅医療と介護の連携の推進	P 5 7	P 6 8～6 9
5. 認知症施策の推進	P 5 8	P 7 0～7 2
6. 介護者支援の強化	P 5 8	P 7 3
7. 高齢者虐待の防止	P 5 8	P 7 4

重点目標3 安心して生活できる地域づくりの推進

達成するための取り組み

基本的な取り組み

8. 安心して暮らせる地域づくりの整備

今後急増する事が予測されている一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症を抱えるかたなど、高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、

- 安心して暮らすことのできる支えあう地域づくりを進めます。
- 安心して生活できる地域の構築を目指します。

【基本的な取り組みの掲載ページ】

基本的な取り組み事項	施策・事業一覧 (掲載ページ)	高齢者施策の取り組み (掲載ページ)
8. 安心して暮らせる地域づくりの整備	P 5 8	P 7 5～7 7



第4節 第7期計画における施策の体系

本計画を実施するにあたっての施策の体系は以下のとおりです。



第5節 各施策を推進するために

1. 日常生活圏域の設定

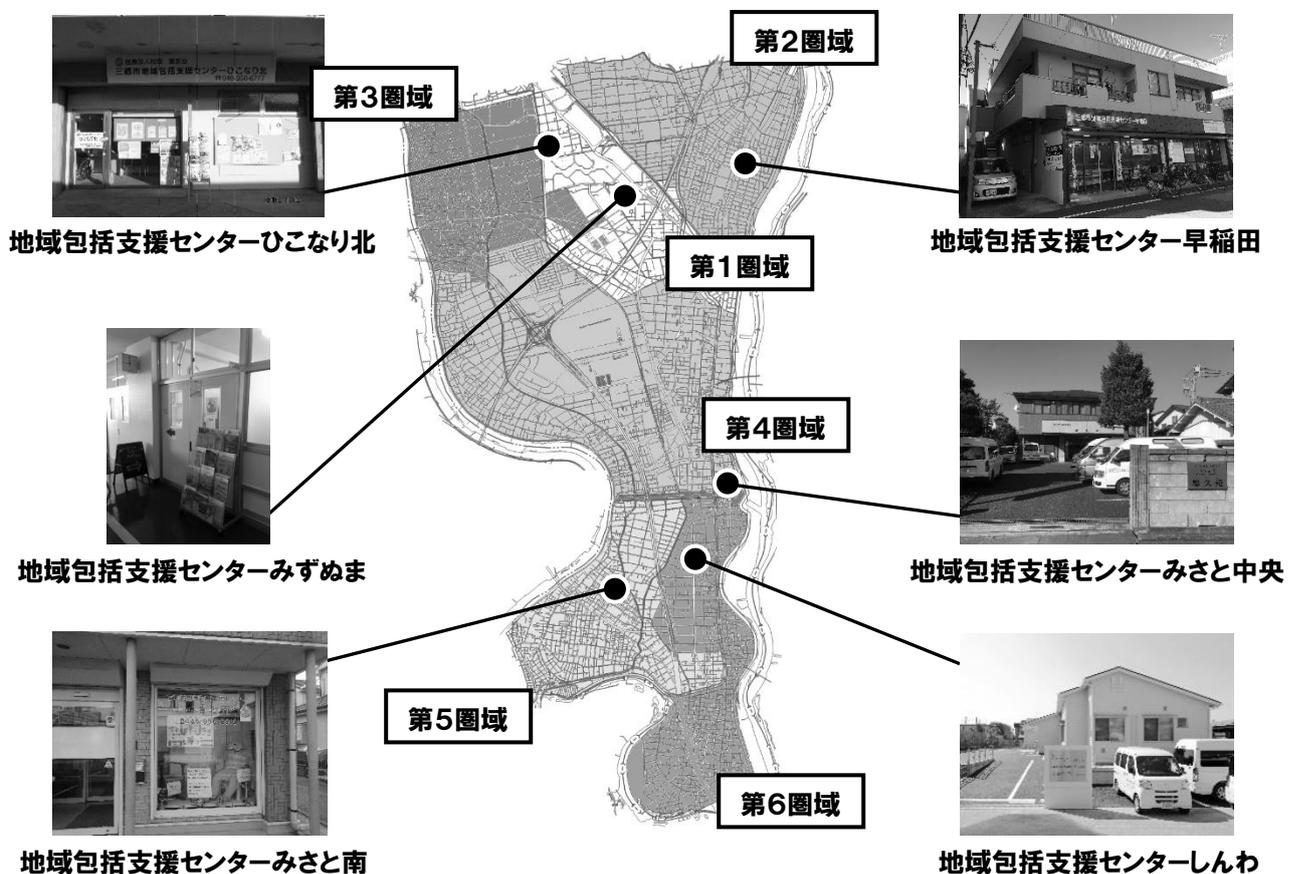
(1) 日常生活圏域の設定

国では、高齢者が必要なサービスや相談を身近な地域ですみやかに受けられるよう、「日常生活圏域」を定めることとしています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案することとしています。

本市では、第3期計画において、5つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに1か所ずつ地域包括支援センターを設置しました。第5期計画では、地域できめ細かく活動している民生委員との連携を強化していくため、民生委員・児童委員の担当区域を考慮して、圏域の見直しを行いました。

また、平成37年（2025年）までに地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域包括支援センターは、地域ネットワークの調整役としての機能を果たすこと及び高齢者の増加に対応するため、第6期計画では、日常生活圏域を5つから6つに見直し、各圏域に地域包括支援センターを配置しました。第7期計画においても、引き続き各地域包括支援センターを中心に、高齢者の生活を総合的に支援します。

【日常生活圏域と地域包括支援センター】



圏域	センター名称	圏域の概要
第1圏域	みずぬま	<p>市北部のみさと団地（1～6街区）やさつき平の大規模集合住宅、JR武蔵野線三郷駅南側地域などを担当している。</p> <p>みさと団地は小さい間取りの部屋が多いため少人数の世帯が多い。最初期の入居が始まった地区は45年近く経過し、他の地域に比べ高齢者の割合が高い。また、さつき平地区の高層マンションは、昭和63年に入居が始まってから30年以上経過し、少しずつ入居者の高齢化が進んでいる。介護老人保健施設1施設が立地している。</p>
第2圏域	早稲田	<p>早稲田地区から半田地区までの市北部の地域を担当している。早稲田地区は戸建てや集合住宅が広がり、駅前通りの両脇にURの早稲田団地が広がっている。また、医療機関や介護サービス事業所が多く、三郷駅北口付近は飲食店や商店が目立つ。田畑が広がる吉川市境の半田と小谷堀には特養2施設が立地している。</p> <p>圏域の高齢化の進行は、他圏域と比較してやや緩やかである。</p>
第3圏域	ひこなり北	<p>大規模集合住宅のみさと団地（7～14街区）と、古くからある中川沿いの彦成地区など市北部を担当している。</p> <p>圏域総人口は減少傾向だが高齢者人口は増加傾向で、特に後期高齢者の増加が急速に進んでいる。</p> <p>また、商業施設や社会資源が十分ではないため、市内の他地域や、市外の機関を利用している人もいる。</p>
第4圏域	みさと中央	<p>中川沿いの彦野1丁目から江戸川沿いの新和2丁目までの市中央部を担当している。</p> <p>三郷中央駅周辺は高層マンションや集合住宅、戸建住宅が次々に建ち、急速に人口が増加している。三郷ジャンクション付近には倉庫や大規模商業施設が立ち並ぶ一方、ピアラシティ交流センターを中心とする地域は低層の新興住宅が増えている。中川沿いの地域は古くからの住宅が残り、住民同士の横のつながりが強い地域である。</p> <p>また、市役所、保健センター、特養3施設が立地している。</p>
第5圏域	みさと南	<p>市の南西部（主に戸ヶ崎地区及び栄3～5丁目）の地域を担当している。隣接する八潮市や葛飾区、松戸市とも生活上のつながりがあり、市外との交流も目立つ。</p> <p>栄地区は古くからの住宅や田畑が多く残っているが、老朽化した住宅の建て替えで新しくできた集合住宅も目立つ。戸ヶ崎地区は昔からの住宅と新興住宅が混在したまま市街化したため、バイクも通れないような細い路地も残っている。</p> <p>第3圏域と同様に他圏域より高齢化の進行が速く、後期高齢者の増加が顕著である。栄地区には特養1施設が立地している。</p>
第6圏域	しんわ	<p>三郷放水路以南の新和地区から、高州・東町地区までの南北に縦長の地域を担当している。</p> <p>第5圏域のように、松戸市や葛飾区など市外との生活上の結びつきが強い。昔からの住宅や新興住宅が混在し、比較的商店や社会資源が少ない。医療機関の数が少なく、市外の医療機関を利用している人が多い。町会など地域の横のつながりが強いが、他の地域と同様担い手自身の高齢化も進んでいる。</p> <p>また、新和地区には、市内で唯一の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が立地している。</p>

第1圏域	地域包括支援センターみずぬま	住所：上彦名 870	TEL：950-3322
担当地域	大広戸・仁蔵・笹塚・南蓮沼・駒形・上口・彦倉・彦野・彦成4丁目・采女1丁目・三郷1～3丁目・さつき平1～2丁目・新三郷ららシティ1～3丁目		
第2圏域	地域包括支援センター早稲田	住所：早稲田 7-1-7(2F)	TEL：950-3201
担当地域	半田・小谷堀・前間・後谷・田中新田・丹後・彦成5丁目・采女新田・早稲田1～8丁目		
第3圏域	地域包括支援センターひこなり北	住所：彦成 3-7-7-104	TEL：950-6777
担当地域	下彦川戸・上彦川戸・上彦名・彦成1～3丁目・彦音1～3丁目・彦糸1～3丁目・彦川戸1～2丁目・天神1～2丁目		
第4圏域	地域包括支援センターみさと中央	住所：新和 2-375	TEL：949-0090
担当地域	茂田井・幸房・岩野木・谷中・市助・谷口・花和田・彦江・彦江1・3丁目・彦沢・彦沢1～3丁目・番匠免・番匠免1～3丁目・上口1～3丁目・彦倉1～2丁目・彦野1～2丁目・泉・泉1～3丁目・新和1～2丁目・栄1丁目・中央1～5丁目・インター南1～2丁目・ピアラシティ1～2丁目		
第5圏域	地域包括支援センターみさと南	住所：戸ヶ崎 1-568-1	TEL：956-8813
担当地域	寄巻・鎌倉・戸ヶ崎・戸ヶ崎1～5丁目・栄3～5丁目・鷹野4～5丁目		
第6圏域	地域包括支援センターしんわ	住所：新和 5-244	TEL：949-5522
担当地域	東町・高州1～4丁目・新和3～5丁目・鷹野1～3丁目		

(2) 各日常生活圏域の現状

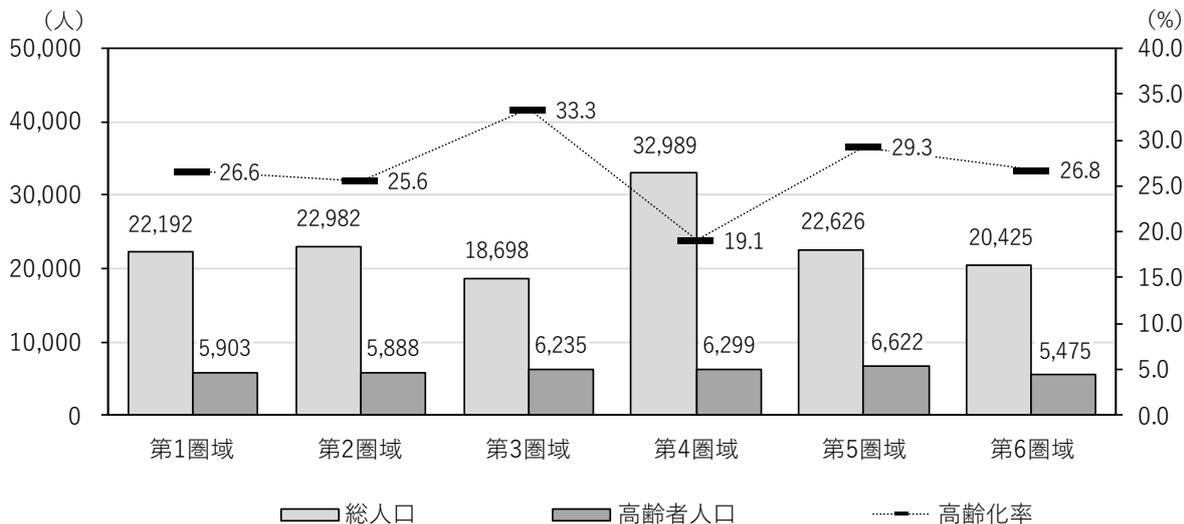
【日常生活圏域(6圏域)】

平成29年10月1日現在

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域	計
圏域内総人口	22,192	22,982	18,698	32,989	22,626	20,425	139,912
圏域内高齢者数	5,903	5,888	6,235	6,299	6,622	5,475	36,422
うち 65～74歳	3,866	3,866	3,853	3,512	3,541	3,039	21,677
うち 75歳以上	2,037	2,022	2,382	2,787	3,081	2,436	14,745
高齢化率 (%)	26.6	25.6	33.3	19.1	29.3	26.8	26.0
認定者数	737	774	882	1,015	999	781	5,188
要支援1	97	103	102	87	104	89	582
要支援2	115	119	125	114	137	100	710
要介護1	165	141	178	194	222	165	1,065
要介護2	136	121	175	195	167	156	950
要介護3	93	109	114	153	148	113	730
要介護4	72	99	95	132	129	84	611
要介護5	59	82	93	140	92	74	540
認定率 (%)	12.5	13.1	14.1	16.1	15.1	14.3	14.2

【総人口・高齢者人口と高齢化率】

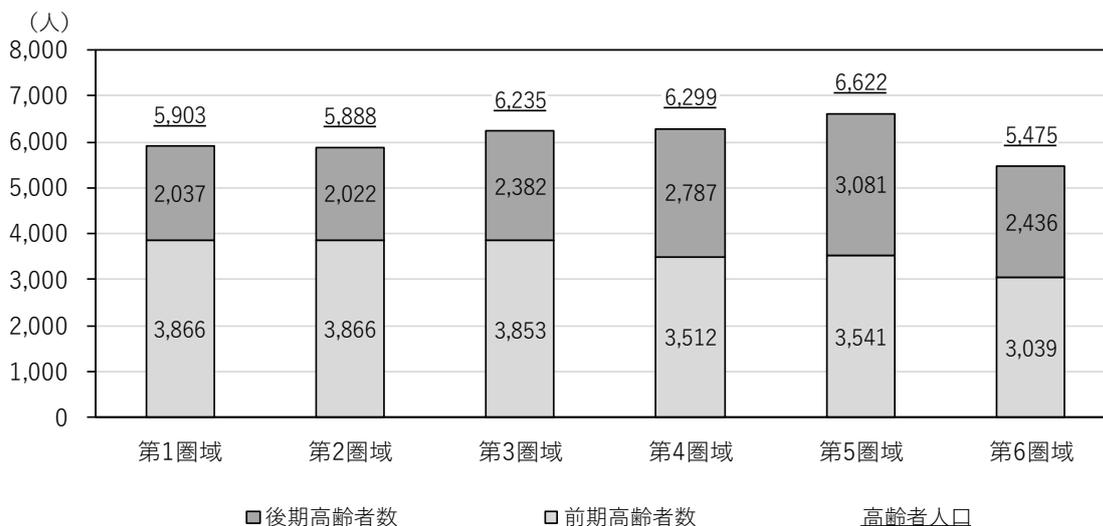
高齢化率は、第3圏域が33.3%と突出して一番高く、次いで第5圏域が29.3%と高くなっています。第4圏域は総人口が最も多いですが高齢化率は19.1%と一番低い地域となっています。



※三郷市：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

【前期高齢者数と後期高齢者数】

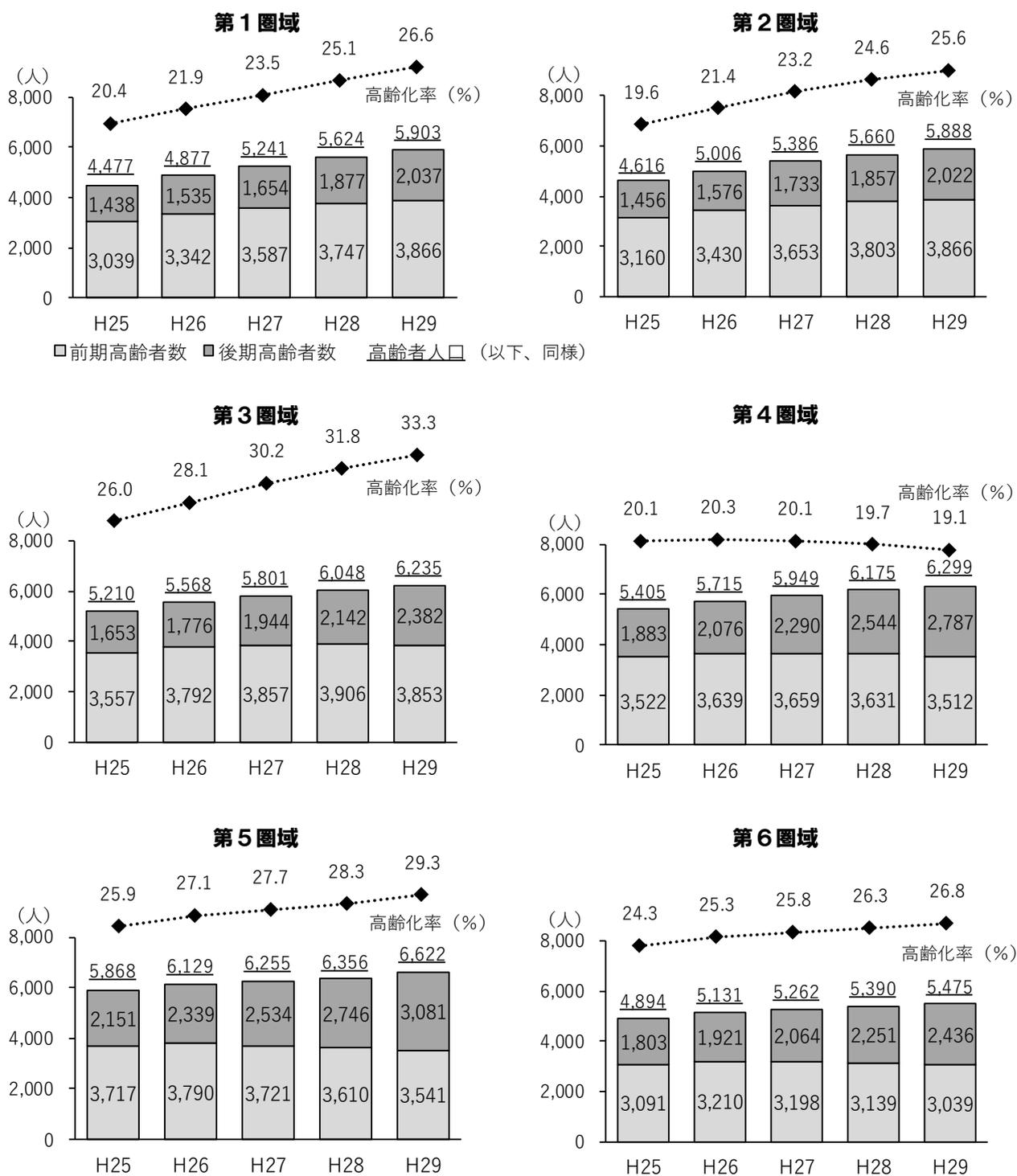
65～74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者別でみると、第4圏域が2,787人、第5圏域は3,081人と他圏域に比べ後期高齢者数が多くなっています。



※三郷市：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

【高齢者人口と高齢化率の推移】

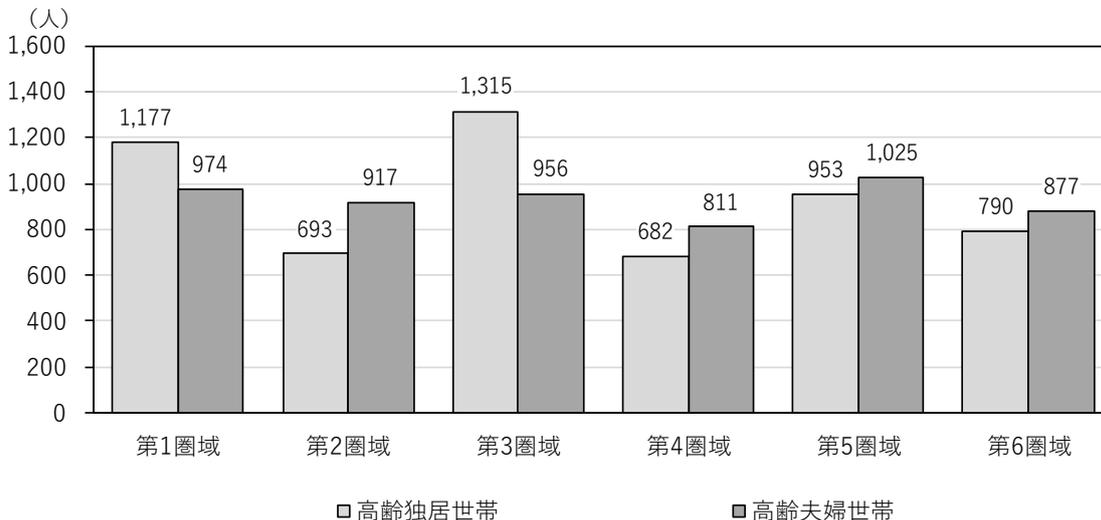
平成25年から平成29年までの4年間の推移をみると、すべての圏域で高齢者人口は増加しています。また、高齢化率の4年間の推移は、第1圏域が6.2ポイント、第2圏域が6.0ポイント、第3圏域が7.3ポイント、第5圏域が3.4ポイント、第6圏域が2.5ポイントの増加となっています。第4圏域のみ1.0ポイントの減少となっていますが、総人口の増加が影響しているものとみられます。なお、高齢化率が最も高いのは、第3圏域の33.3%となっています。



※三郷市：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【高齢独居世帯と高齢夫婦世帯】

高齢者のひとり暮らし世帯では、第3圏域が1,315世帯、次いで第1圏域が1,177世帯と他圏域に比べ多くなっています。第2圏域はひとり暮らし世帯に比べ高齢者の夫婦のみ世帯の数が多いことが分かります。



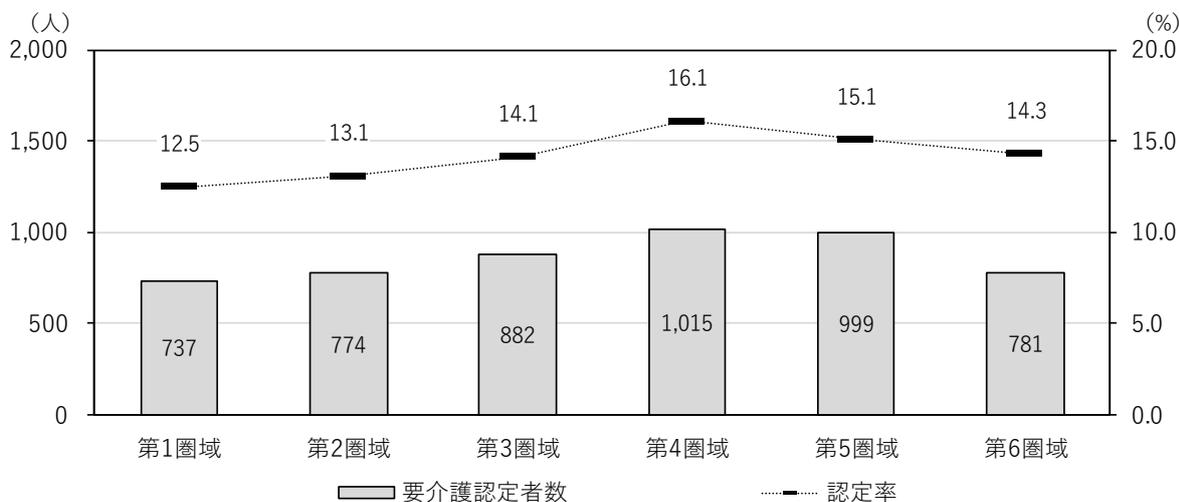
◆参考

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域	計
一般世帯総数	10,240	8,956	8,294	11,056	8,645	8,039	55,230
高齢者のいる世帯	4,002	3,513	4,020	3,478	4,191	3,490	22,694

※資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

【要介護認定者数と認定率】

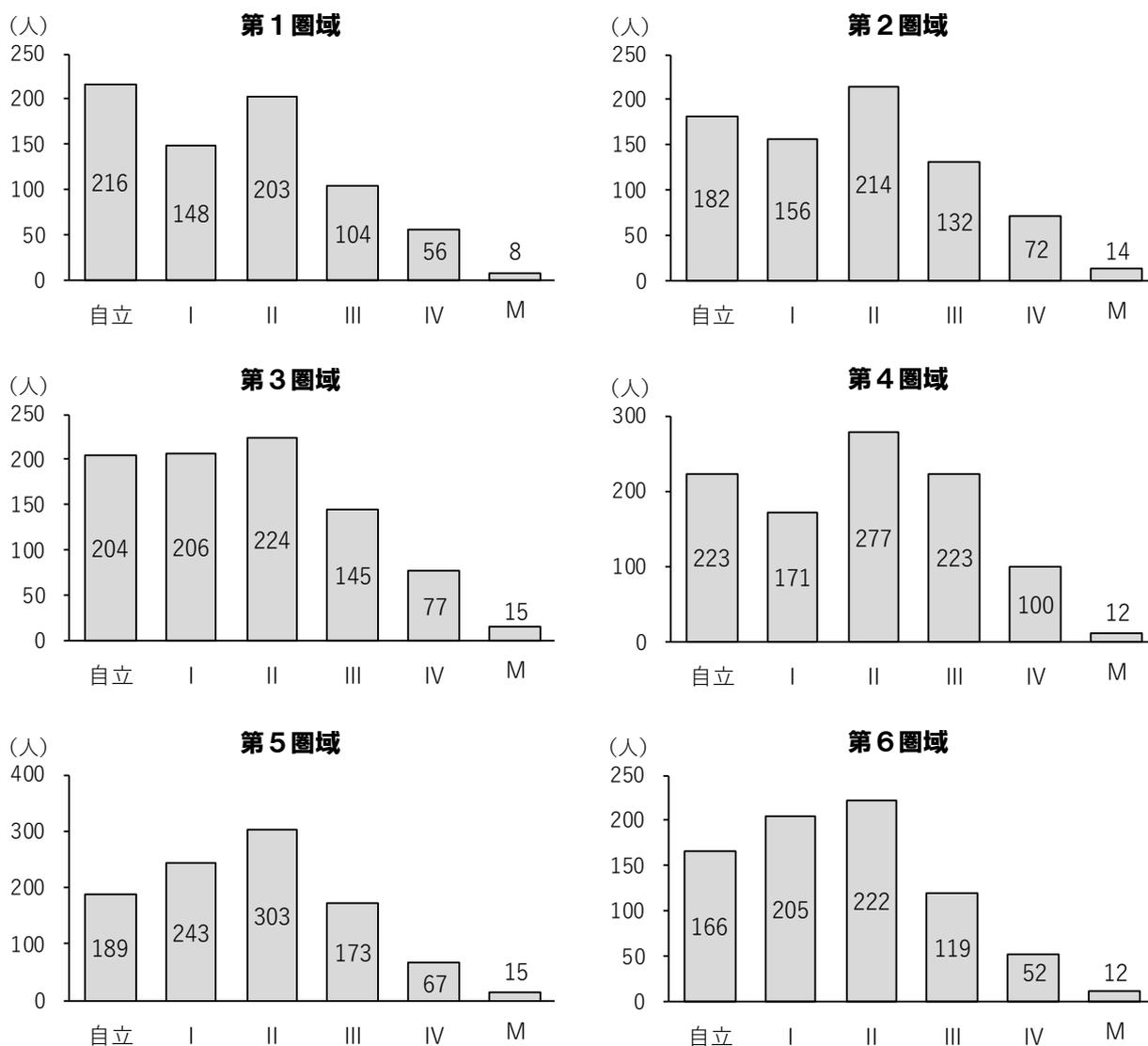
要介護認定率は第4圏域が16.1%と最も高く、次いで第5圏域が15.1%となっています。



※資料：介護保険事業状況報告（平成29年10月1日現在）

【認知症高齢者の日常生活自立度】

要支援・要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度は、自立を除くと、すべての圏域でレベルⅡが高くなっています。



※資料：要介護認定情報より（平成 29 年 10 月 1 日現在）

◆認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

I	何等かの認知症は有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

※平成 18 年 3 月 31 日老々発第 0331001 号厚生省老健局老人保健課長通知より

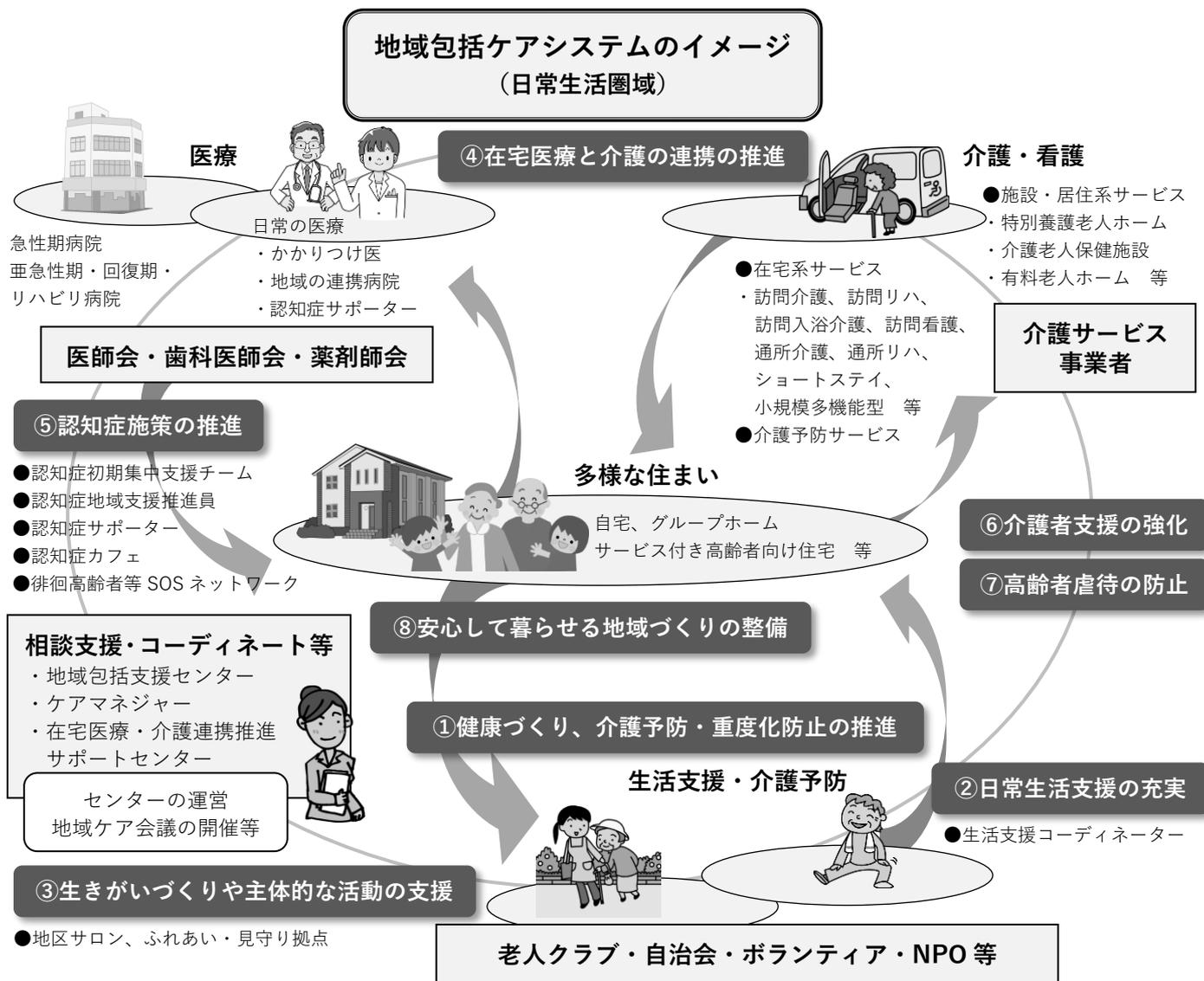
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したものであり、第5期計画より構築に向けて推進してきました。

第6期計画では、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」「高齢者の居住安定に係る施策との連携」について重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの構築に向けて推進してきました。

第7期計画では、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護給付等対象サービスの充実・強化」「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」「日常生活を支援する体制の整備」「高齢者の住まいの安定的な確保」について重点的に取り組みます。

【地域包括ケアシステムと第7期計画における8つの基本的な取り組みのイメージ】



※資料：厚生労働省の資料をもとに作成

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って自立した生活が送れるよう、自立支援や介護予防・重度化防止の取り組みが重要となります。

こうしたことから、自立支援・介護予防に関する普及啓発を地域全体に対して行うとともに、高齢者の介護予防に資する通いの場の充実、関係機関や多職種間との連携を図り、地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを推進します。

(2) 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、在宅サービスと施設サービスの連携等により、継続的な支援が行える体制整備が求められています。併せて、介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性も踏まえることが重要となっています。

こうしたことから、高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」等の普及に向けて、地域の実態や状況に応じた各種サービスの充実・強化を図ります。

(3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

今後、75歳以上の高齢者が増加していくことが見込まれており、介護を必要とするかたも増加していくことが予想されることから、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、在宅医療と介護の連携が様々な場面で求められます。

こうしたことから、医療関係職種や介護関係職種等の多職種の連携を図るための取り組みを進め、在宅医療・介護連携のための体制の整備・強化を推進します。

(4) 日常生活を支援する体制の整備

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくためには、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が必要となります。

こうしたことから、本市が中心となり、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体との連携を図り、生活支援の充実・強化を推進します。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給を行うため、本市の住宅施策関連部門との連携を図り、高齢者の住まいの安定的な確保を推進します。

さらに、高齢者人口や人口構成の変化に伴い、地域ごとに介護需要も異なってくることから、町内会や自治会の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくとともに、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえ、「まちづくり」の一環として位置付け推進します。



※出典：平成 29 年 3 月「地域包括ケア研究会報告書」より

3. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、高齢者の日常的な生活範囲（日常生活圏域）を基本的な単位として、地域にある社会資源等の全体像を把握した上で高齢者の個々の状況に応じてコーディネートし、個人個人の状態に合ったサービスを提供することにより、その生活を支えていくことが必要です。

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置し、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士を配置して医療・福祉・介護等の多様なニーズに対してワンストップの支援を行う機関として、高齢者の総合相談支援を行うとともに、地域ケア会議をはじめ、地域の様々な立場にいる関係者間のネットワークづくりを推進しています。

また、高齢者には、生活困窮や障がいをもつかた、社会から孤立しているかたなど課題が複雑化しています。本人や家族にとって問題が解決できない状況も多く、地域包括支援センターが支援をしても問題が広範囲なため適切な解決策を講じることが難しい状況です。このため、ふくし総合支援課、長寿いきがい課、生活ふくし課、障がい福祉課、子ども支援課などの関係各課が互いに連携し新しい施策などをとおして課題解決ができるように情報を共有していきます。

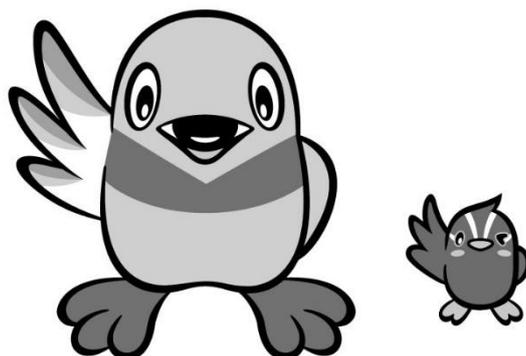
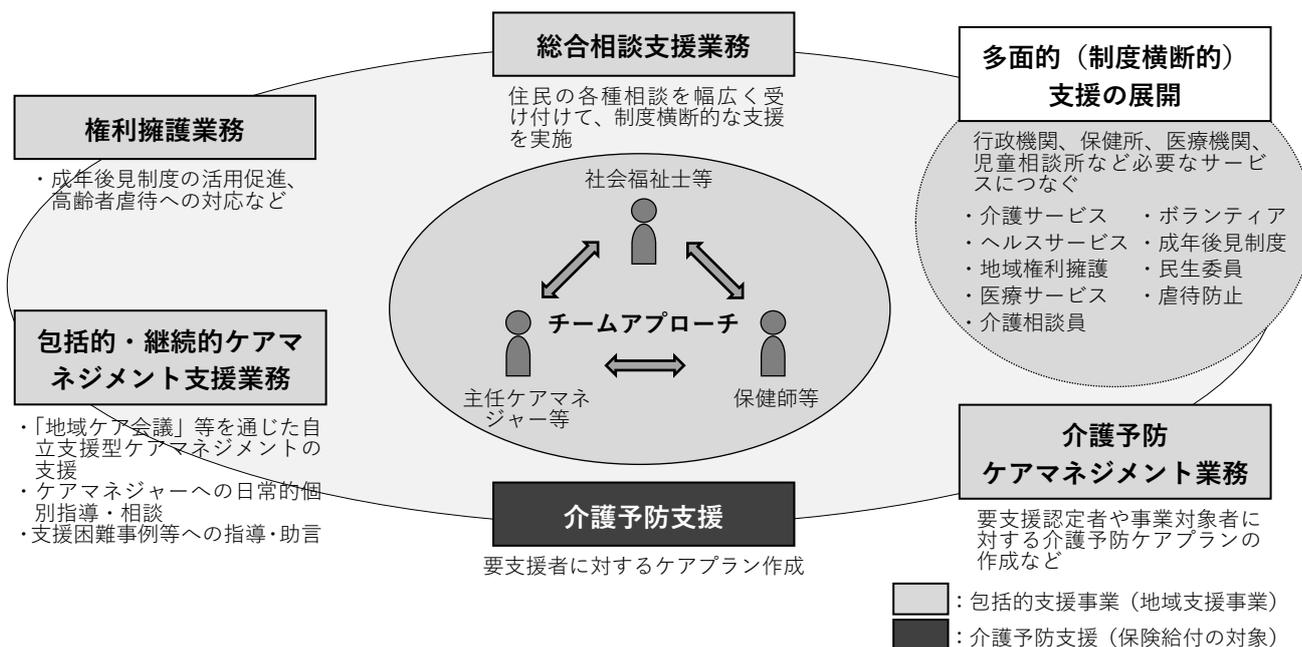
地域包括支援センターの運営及び職員体制については、効果的・安定的に実施されるよう地域包括支援センターの評価を定期的に行い、地域包括支援センター運営協議会での意見を踏まえて、必要な改善・職員体制の検討を行います。

◆高齢者の生活を総合的に支援する取り組み（包括的支援事業）

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



第6節 施策・事業の一覧

第7期計画で取り組む施策・事業は以下のとおりです。

基本的な取り組み事項【1】健康づくり、介護予防・重度化防止の推進	
施策名	事業名
1. 健診等を通じた健康づくりの推進	健康診査事業
	高齢者インフルエンザ予防接種
	高齢者肺炎球菌予防接種事業
	食生活改善の啓発
	地域の健康づくり推進事業
	人間ドック受診費用助成事業
2. 運動を通じた健康づくりの推進	シルバー元気塾の推進
	すこやかみさと健康体操事業
	健康マイレージ推進事業
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	介護予防把握事業
	一般介護予防事業評価事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
	介護予防・日常生活支援総合事業
基本的な取り組み事項【2】日常生活支援の充実	
施策名	事業名
1. 生活支援サービスの充実	配食サービス事業
	緊急通報システム事業
	老人用福祉電話設置事業
	紙おむつ支給事業
	訪問理美容サービス事業
	徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業
	軽度生活援助事業
	生活管理指導短期宿泊事業
	救急医療情報キット配布事業
2. 生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターの配置
	協議体の設置
3. 地域の活動による支援サービスの整備	あんしんサポートねっと事業
	ふれあい電話事業
	民生委員活動推進事業

基本的な取り組み事項【3】生きがいづくりや主体的な活動の支援	
施策名	事業名
1. 地域との交流や生きがいづくりの支援	老人福祉センター運営事業
	老人憩いの家運営事業
	ふれあい・見守り拠点事業
	高齢者わくわく事業
	公衆浴場利用料金補助事業
	生涯学習・文化活動
	スポーツ・レクリエーション活動
	指定保養所利用補助事業
	敬老祝金支給事業
2. 社会活動への参加の促進・担い手の養成	老人クラブ活動支援事業
	ボランティア活動支援事業
3. 高齢者の就労支援	シルバー人材センターの事業促進
	ハローワーク連携事業
	高齢者就業支援補助金交付事業
基本的な取り組み事項【4】在宅医療と介護の連携の推進	
施策名	事業名
1. 在宅医療・介護の連携推進	医療と介護の課題抽出と対応策の検討及び関係機関・住民のかたへの周知
	医療と介護の連携のための人材育成
	在宅医療・介護連携に関する相談支援
	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
	医療・介護関係者の情報共有の支援



基本的な取り組み事項【5】認知症施策の推進	
施策名	事業名
1. 認知症高齢者の支援の推進	総合相談支援
	周知啓発活動
	認知症初期集中支援事業
	認知症サポーター等の養成
	認知症地域支援・ケア向上の推進
	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業
	認知症カフェの推進
2. 権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業
	権利擁護センター事業
基本的な取り組み事項【6】介護者支援の強化	
施策名	事業名
1. 介護者支援のための取り組み	総合相談支援事業
	家族介護慰労金支給事業
	介護マークの普及
基本的な取り組み事項【7】高齢者虐待の防止	
施策名	事業名
1. 虐待防止の啓発	周知啓発活動
2. 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化	高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護
	虐待対応専門職チーム相談事業の推進
基本的な取り組み事項【8】安心して暮らせる地域づくりの整備	
施策名	事業名
1. 地域包括支援センターの機能強化	介護予防支援事業
	総合相談支援事業
	包括的・継続的ケアマネジメント
	権利擁護業務
2. 地域包括ケア体制の推進	地域見守りネットワークの推進
	日常生活圏域を基本とした地域ケア体制の充実
	地域ケア会議推進事業
3. 安全・安心のまちづくり	バリアフリーの促進
	ユニバーサルデザインの推進
	防火・交通安全啓発事業
	防犯・消費者被害防止事業
	避難行動要支援者支援制度の推進
	民間事業者の多様な住まいの普及
4. 高齢者の住まいの確保	高齢者の多様な住まいの普及